

## 1-2. 求人内容はしっかりチェック！

### Q：どうなる？こんなトラブル！

「月給 25 万円」の募集広告をみて面接に行ったら、手取りは 18 万円だと言われました。これはおかしくないですか？

### A：これがルール！

求人票や募集広告に嘘を書くことは許されませんが、働くにあたっての細かな内容のすべてが求人票に記載されているとは限りません。また求人広告の「月給」には基本給以外の様々な手当が含まれた総額表示となっていることがあるので、確認しましょう。また、実際の手取りの金額は、賃金から税金や社会保険料、雇用保険料等が控除された額になります。

### ■ 仕事を探すときは？

新しく仕事を探すにあたっては、ハローワーク（公共職業安定所）、民間の職業紹介事業者、新聞や雑誌・インターネット等の広告など、様々な情報を得るためのルートがあります。どれかひとつですべての求人情報を得られるわけではなく、それぞれ得意な分野も違うため、どこが一番よいともいえません。

#### ● 東京しごとセンター

東京都が設置した雇用や就業をサポートする施設です。年代別に、カウンセリングやセミナー、求人紹介等、様々なサービスを提供しています。また、育児・介護等から再就職を目指す女性の支援や、起業相談等も行っています。都内での就職希望の方であれば、都民以外の方も利用できます。

#### ● 公共職業安定所（ハローワーク）

人を雇おうとしている求人者から求人を受付けて、無料で求職者に紹介している国の機関です。都や特別区・市町村と連携して設置された窓口もあります。仕事探しをするときの相談や支援をしているほか、若者の支援や福祉・介護の仕事などを専門に紹介する窓口を設けているハローワークもあります。またインターネット上のサイトで、全国のハローワークの求人を検索することもできます。

#### ● 職業紹介や就職支援のための民間事業者

新しい仕事の紹介や、他社への転職の支援など、民間事業者によってそれぞれ得意

な分野は異なります。自分の希望に沿った仕事を紹介できる事業者かを、まず確認しましょう。

職業を紹介する事業者は法律による様々な規制に従って仕事の紹介をすることが義務付けられています。無許可の事業者の紹介ですと、後でトラブルに巻き込まれることもありますから、許可を受けた事業者で紹介を受けてください。許可を受けた事業者は「許可番号」を表示しています。不安を感じたときは、厚生労働省・職業安定局の人材サービス総合サイトで許可を受けているか確認するか、東京労働局・需給調整事業部に相談してください。

## ● 広告

新聞・雑誌やインターネット上の募集広告は、労働条件の全部を示しているわけではありません。実際の労働条件をしっかりと確認しないと、広告を見て面接に行ったり実際に採用されたりした後で、思っていた条件と違うといったトラブルが起きがちです。

募集広告は的確な表示をすることが求められていますから、嘘を記載することは許されません。しかし、募集広告や求人サイトの限られたスペースで労働条件の全部を示すのも難しいでしょう。求人広告や求人サイトは、仕事を探すときの参考のひとつと考え、わからない点や疑問がある点は、必ず求人企業等に連絡して、確認するようにしてください。

## ■ 求人票の内容は？

求人者・求人企業や職業紹介事業者等が労働者の募集を行う場合・職業紹介を行う場合等には、募集する労働者の労働条件を明示することが必要です。すなわち、ハローワークの求人票や民間職業紹介事業者が用いている求人広告・求人サイト等には、以下の事項を記載しなければなりません（職安則 4 条の 2 第 3 項）。

- 一 労働者が従事すべき業務の内容に関する事項
- 二 労働契約の期間に関する事項
- 二の二 試みの使用期間に関する事項
- 三 就業の場所に関する事項
- 四 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間及び休日に関する事項
- 五 賃金（臨時に支払われる賃金、賞与及び労働基準法施行規則の額に関する事項
- 六 健康保険法による健康保険、厚生年金保険法による厚生年金、労働者災害補償保険法による労働者災害補償保険及び雇用保険法による雇用保険の適用に関する事項
- 七 労働者を雇用しようとする者の氏名又は名称に関する事項

- 八 労働者を派遣労働者として雇用しようとする旨（派遣労働者の場合のみ）
- 九 就業の場所における受動喫煙を防止するための措置に関する事項

さらに、令和6年4月1日からは、新たに以下の事項についても明示することが必要となります。

- 1 従事すべき業務の変更の範囲
- 2 就業の場所の変更の範囲
- 3 有期労働契約を更新する場合の基準に関する事項（通算契約期間又は更新回数  
の上限を含む）

このように、就業の場所、職種、仕事の内容、正社員なのか非正社員なのかといった雇用形態、雇用の期間、必要な経験や資格、年齢制限があるときはその年齢、給与の内容や昇給・賞与の有無、就業する時間、休日、入居可能な住宅や託児所、選考の方法、試用期間の有無などを記載することとされています。求人票の内容によくわからないところがあるときは、ハローワークであれば窓口で相談してください。

求人票の内容について特にトラブルが多いのが、残業時間にかかわらず一定の手当を支払う「固定残業代」です。

固定残業代制度は、実際におこなった残業代にあたる額以上を支払うものである限り認められますが（「2-3. 残業しても手取りが増えない」参照）、そのような制度を用いているときは、求人票に、固定残業代を除いた基本給の額と、固定残業代に対応する残業時間、計算方法などを記載しておくことが求められています。

また、高校や大学を新たに卒業した方に対する求人では、通常の求人票の内容に加えて、社員の平均勤続年数、入社後の教育訓練の内容、平均的な残業時間などの情報を記載した「青少年雇用情報シート」の提出や、これらに関する情報を提供することがあわせて求められています。

★職業安定法施行規則が改正されました（令和6年4月1日施行）

詳細は、以下に掲載しているリーフレット等をご参照ください。

「企業から受ける労働条件明示のルールが変わります！」

<https://www.mhlw.go.jp/content/001114112.pdf>